

ゴロテク編で「答案構成パターン」ごとに語呂合わせとテクニックを修得！ ヤマ当て編で宮口講師渾身のヤマ当て新作問題を取り組み、本番に勝つ！！

R2論文本試験
意匠II

甲は、日本国内において、自ら創作した意匠イに係る物品aを業として製造し、丙に納品していた。その後、乙は、物品bに係る意匠ロを出願し、意匠登録を受けた。意匠ロの形状、模様及び色彩の結合（以下、形状等）は、意匠イの形状等と同一である。

乙が当該意匠権に基づいて甲に対し、意匠権侵害の訴えを提起した。甲の意匠イに係る物品aの製造及び納品の行為は、意匠法第2条第2項に規定する実施に該当するものとし、この行為は現在も続いている。

乙の訴えに対して甲が訴訟上なし得る主張について説明せよ。

なお、乙の出願は、冒認出願でも、変更出願でもなく、優先権の主張を伴わないものとする。また、設問に記載した意匠登録出願以外の出願を考慮する必要はない。

講師レジュメ

答案構成パターン7【侵害系被告 ver.】

- 否認
登録意匠と非類似なら、否認可。 ←：物品aと物品bが非類似の可能性あり
- 抗弁
 - 先使用权（29条）
 - 先出願による通常実施権（29条の2） ←問題文の「なお」書きにより本問では不要
 - 無効の抗弁（準特104条の3第1項）
 - 公知意匠の抗弁（←R1口述試験に出題されているので、要注意！）
 - 消滅の抗弁（49条）

ここは
このゴロで
解ける！

ここで使う
テクニックは
これだ！

【応用例2】

甲は、掌で握るグリップ部分とそれ以外のフレーム部分が金型にて一体的に成型される斬新なデザインの「テニスラケットフレーム」（テニスラケットからガット部分を取り除いた物品であって、経済産業省令で定める「意匠に係る物品等の例」に掲げられているものとする。）を開発した。この場合において、以下の設問に答えよ。

ただし、新規性は喪失していないものとする。また、甲は在外者ではないものとする。さらに、ジュネーブ改正協定に基づく特例は考慮しないものとする。

- 甲が意匠登録出願をするにあたり、出願態様としてどのようなものが考えられるか。
- 設問(1)において掲げた意匠登録出願をする上で甲が留意すべき事項について説明せよ。

【答案構成】

部品、部分、画、建、完成品（全体）

*講師レジュメの画像はサンプルです。

【答案構成】

部品、部分、画、建、完成品（全体） / 関、≡、組、内 / 秘、動、管、理、新、国、際
6条、7条、6条1項3号、
意匠に係る物品の説明、意匠の説明、図面、本意匠の表示

【答案】

いずれの部分に特徴があるのか不明ゆえ、このように仮定形で書く必要がある。

設問(1)について

- 部分意匠（2条1項かつこ書）の意匠登録出願
 - グリップの形状に特徴があれば、当該グリップ部分につき意匠登録出願をすることが考えられる。当該部分を取り入れつつ、テニスラケットフレームの意匠全体で非類似とする巧みな模倣に対処するためである。
 - 当該グリップ部分以外のフレーム部分の形状に特徴があれば、当該グリップ部分以外の部分につき意匠登録出願をすることが考えられる。
- 全体意匠の意匠登録出願
テニスラケットフレーム全体について意匠登録を受けることで、これと同一又は類似

現場
思考

現場思考型問題とは... 制度趣旨についてストレートに訊く単純な一行問題とは異なり、
出題者の意図に沿って書き進めて行くタイプの問題

H23 商標法 設問(3)

(3) 商品又はその包装に係る立体的形状が、物品の形状等として意匠権で保護される一方で、立体商標としても商標権で保護される場合があるが、商標法がこれを許容する理由を述べよ。

×...青本-商標法2条を出典とする答案を書いた受験生は不合格でした。青本は「保護ニース」即ち、「必要性」の観点から理由付けが書かれているのでNGである。

○...許容性を意識して、現場で的確に書いた受験生は合格しました。
合格した解答例

- 商品又はその包装に係る立体的形状が、物品等の形状等として意匠権で保護される一方で、立体商標としても商標権で保護することを商標法が許容するのは、物品等の美的外観（意2条1項）に該当すると同時に、自他商品等識別標識にも該当し、これに業務上の信用（1条）が化体することもあるからである。

ヤマ
ゴロ

ちら見せ